

年末年始緊急消費喚起事業費補助金

弘前市では、新型コロナウイルス感染症拡大により悪化した地域経済の回復を図るために、団体等が年末年始時期に実施する、地域内における消費を喚起する事業に係る経費を補助します。

補助対象事業者	① 組合等 弘前市内に事業所を有する事業協同組合等 ② 任意団体 15以上の事業者で構成された団体 ③ 複数の団体や、団体と事業者で構成された団体
補助対象経費	◎地域内における消費喚起事業の実施に係る以下の経費を対象とします。 ▶賃金、謝金、旅費（費用弁償に限る。）、景品等購入費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、物品借上費、会場借上費、会場設営費、委託費、保険料（イベント等の開催に要するものに限る。）、振込手数料
補助金額 補助率	◎補助金額 最大500万円 ◎補助率 100%
申請方法	以下の書類を作成し、申請受付期間内に提出してください。 ・令和2年度弘前市年末年始緊急消費喚起事業費補助金交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・定款、規約等補助事業者の概要が確認できるもの ・消費喚起策の内容が確認できるもの ・参加店舗の名称、所在地、連絡先等が確認できるもの
支払方法	概算払い
実績報告	以下の書類を作成し、期限内に提出してください。 ・令和2年度弘前市年末年始緊急消費喚起事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書 ・事業実績書 ・収支決算書 ・領収証、受領証等支払を証明するもの ・消費喚起策の実績が確認できるもの ・参加店舗の名称、所在地、連絡先等が確認できるもの ・提出期限 令和3年3月5日又は補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日
留意点	・広い消費喚起を目的とした事業に対する補助であるため、 <u>1日限りの事業や参加者が限定される事業は対象とはなりません。</u> ・令和3年1月31日までに事業を開始する必要があります。 ・令和元年度又は令和2年度に実施されている事業と同内容・同規模のものは対象となりません。 ・食糧費及び備品等購入費は対象経費とはなりません。 ・今回の事業に対して、市又は市以外から補助金等を交付されている場合は、その金額を本補助金の額から控除します。 ・虚偽の報告等が判明した場合は、補助金の返還を求めることがあります。

※ 申請受付開始日 令和2年1月30日